

## 平成28年門真市教育委員会第1回定例会

開催日時 平成28年1月22日（金） 午後2時

開催場所 本館2階 大会議室

### 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 承認第1号 臨時代理による事務処理の承認について  
(旧門真市立運動広場駐車場の廃止について)
- 日程第4 議案第1号 門真市教育委員会事務局内部組織に関する規則及び門真市教育機関等の事務分掌等に関する規則の一部改正について
- 日程第5 議案第2号 門真市教育委員会事務局グループ制による事務処理に関する規程等の一部改正について
- 日程第6 議案第3号 門真市立保育所条例等の一部改正の申出について
- 日程第7 諸報告

### 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第7まで

### 出席委員

教育長	三宅 奎介
教育長職務代理者	長澤 信之
委員	磯和 均
委員	桜井 智恵子
委員	土川 好子

### 事務局出席職員

教育次長	稲毛 雅夫
学校教育部次長	山口 勘治郎
学校教育部教育総務課長	西岡 慈敏
学校教育部学校教育課長	三村 泰久
学校教育部学校教育課参事	成田 明子
学校教育部学校教育課参事	高山 拓也
学校教育部学校教育課参事 兼教育センター長	杉井 信夫

生涯学習部長	柴田 昌彦
生涯学習部次長	岡 一十志
生涯学習部生涯学習課長	牧藺 友広
生涯学習部スポーツ振興課長	丹路 保浩
生涯学習部図書館長	西中 敏美
こども未来部長	河合 敏和
こども未来部	
こども政策課長補佐	湯川 みずほ
こども未来部子育て支援課長	三宅 聖子
こども未来部保育幼稚園課長	宮下 勝仁
こども未来部	
こども発達支援センター	上松 岳史

三宅教育長 開会宣告 午後2時

日程第1 会議録署名委員の指名

三宅教育長より 長澤 信之 委員を指名

日程第2 会期の決定

本日1日と決定

日程第3 承認第1号 臨時代理による事務処理の承認について  
(旧門真市立運動広場駐車場の廃止について)

説明者 丹路スポーツ振興課長

議案書1ページからでございます。

本件は、旧市立運動広場駐車場用地2,336㎡につきまして、門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項に基づき、28年1月12日に用途を廃止したものでございます。

[全委員異議なく、承認]

日程第 4

議案第 1 号 門真市教育委員会事務局内部組織に関する規則及び  
門真市教育機関等の事務分掌等に関する規則の一部  
改正について  
説明者 西岡教育総務課長

議案書 4 ページをご覧ください。

今回の改正は、18年度の機構改革時のグループ制導入時に旧係長に対する経過措置として上席主任及び主幹の職を設けておりましたが現時点で該当する職員がおらず、当該職を今後も継続して設置しておく必要がないことから当該職の廃止について所要の改正を行うものであります。なお、市長部局でも同様の改正が行われることを申し添えておきます。

議案書 5 ページからの新旧対照表をご覧ください。

改正内容につきましては、まず、第 1 条では、門真市教育委員会事務局内部組織に関する規則第 3 条第 2 項の「上席主任、主任保育士、主任」を「主任、主任保育士」に改め、第 3 項の「主幹」を削除するものであります。

次に、第 2 条 門真市教育機関等の事務分掌等に関する規則第 3 条第 3 項「上席主任」及び第 4 項「主幹」を削除するものであります。

なお、附則といたしまして、本規則の施行日は、28年 4 月 1 日から施行するものとしております。

[全委員異議なく、可決]

日程第 5

議案第 2 号 門真市教育委員会事務局グループ制による事務処理  
に関する規程等の一部改正について  
説明者 西岡教育総務課長

今回の改正は、議案第 1 号と同様の理由により上席主任及び主幹を廃止するため、所要の改正を行うものであります。

議案書 8 ページからの新旧対照表をご覧ください。

改正内容につきましては、まず、第 1 条 門真市教育委員会事務局グループ制による事務処理に関する規程第 2 条第 4 号に新た

に「副参事」を定め、第5条第4項においてグループの構成員として「副参事」を含めるものに改めるものであります。

次に、第2条門真市教育委員会事務局事務処理規程各条及び別表において「上席主任」及び「主幹」に関する記載について削除をするものであります。

次に、第3条門真市教育機関等事務処理規程第2条におきましては、「上席主任」を削除、これまでの上席主任級及び主任級の主任保育士を主任級のみに変更並びに主幹としているものを削除するものであります。第4条から第6条につきましては、上席主任を廃止することから上席主任に関する内容を削除するものであります。

なお、附則といたしまして、本規程の施行日は、28年4月1日から施行するものとしております。

[全委員異議なく、可決]

## 日程第6

議案第3号 門真市立保育所条例等の一部改正の申出について  
説明者 宮下保育幼稚園課長

本件は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものです。

改正の概要であります。

全国的に保育士の確保が喫緊の課題であるなか、大阪府がいわゆる特区制度を活用し、保育士資格保有者を早期に輩出するため創設した、国家戦略特別区域限定保育士すなわち「地域限定保育士」が、28年3月以降に誕生することとなります。

保育士不足につきましては、門真市内においても同様の課題であり、地域限定保育士資格保有者が、本市で就労できる枠組みを構築するため、各条例に規定する「保育士」に加え、国家戦略特別区域法第12条の4第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士、すなわち「地域限定保育士」を追加するものであります。

議案書14ページ、新旧対照表をご覧ください。

第1条では門真市立保育所条例について、第2条では門真市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、第3条では門真市家庭的保育事業等の設備及び運営に

関する基準を定める条例について、各条例の職員配置に規定する保育士について、国家戦略特別区域法第12条の4第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む、とするものです。

なお、附則といたしまして、施行日は公布の日としております。

磯和委員： 地域限定保育士ですけれども、国家戦略特別区域法で新しくその地域でしか活用できないようにしてある。3年なら3年はその地域でしか使えないという資格ということで聞いていますけれども、具体的にもう少し教えていただきたいのと、地域限定保育士試験の今後の動向について分かっている範囲で教えていただきたいと思います。

宮下保育幼稚園課長： 地域限定保育士試験の概要についてご説明をさせていただきます。

27年度に実施されました地域限定保育士試験としましては、8月に全国で行われた保育士試験に加え、2回目の試験として、神奈川県、大阪府、沖縄県、千葉県の4自治体において10月に実施されたものでございます。

地域限定保育士試験の今後の動向につきましては、厚生労働省によりますと、28年の保育士試験につきましては、地域限定保育士試験に加え、通常の保育士試験についても、4月に全国で行われる1回目の試験に加え、2回目の試験として10月に実施することとでございます。

なお、28年度に特区として実施する自治体は、大阪府と仙台市のみであり、27年度に特区として実施されました、沖縄県と千葉県は通常の保育士試験として実施し、神奈川県につきましては現在のところ未確定とのこととでございます。

磯和委員： 特区の法律ができて、年2回目の保育士の試験を、昨年については地域限定保育士の試験としていたのを、28年度からは通常の保育士試験を年2回にすると。けれども、大阪府と仙台市は、2回目を地域限定保育士試験としてしますよとなっているんです。けれども、27年に地域限定にしたのを、全国的にもう2回目はいいのでは、それは通常の保育士試験なんですね。地域限定保育士、この条文にカッコで足してある下線のところの部分が、現実的にはなし崩し的と言ってはおかしいですけれども、将来的に地

域限定保育士試験の2回目は、通常の保育士の試験を2回することで全国的になっていくなら、このカッコの中は実際いらなくなっていく可能性がある。入れる段階から見えているので、不必要になった時点で、条文が汚く見えるので、現実的にはなくなっていくものであれば、取り去ることも将来的に取り計らいをしていただきたいなと思います。

宮下保育幼稚園課長： 今おっしゃっていただきましたとおり、地域限定保育士は試験で合格されました保育士が、大阪府内におられます限りは、当然のように門真市としましても、保育士不足と捉えておりますので、この条例に基づいて働いてもらうという形になるんですけども、限定保育士というのが先ほどのお話にもありましたように、3年という期間で、一定通常の保育士の資格と同等になってございます。そういったところで、限定保育士がおられなくなったということが、今後大阪府の動向でそういう形になりましたら、この条例についての条文はその時に検討させていただきたいと考えております。

長澤教育長職務代理者： 正規の保育士と地域限定保育士、待遇上の差は本市としては考えておられますか。まったく同等ですか。

宮下保育幼稚園課長： 大阪府内で働いていただく保育士という形になりますけれども、本市で限定保育士ということとさせていただくことについては、通常の保育士と同等と考えております。

長澤教育長職務代理者： 受験についても区別なしで受験していただけるのですか。本市の場合はですが。

宮下保育幼稚園課長： 保育士資格を有するということで、大阪府で限定保育士の資格を有しておられる方は、本市においても通常の保育士の資格を有しておられるものと同様という形をとりまして、雇用させていただきます。

三宅教育長： 区別はしないということですね。

宮下保育幼稚園課長： はい。

[全委員異議なく、可決]

日程第7

諸報告

三宅教育長より、諸報告については報告をした後、質疑応答となる旨説明があった。

番号1 門真市教育振興基本計画（素案）のパブリックコメント  
について

説明者 西岡教育総務課長

諸報告資料の1ページをご覧ください。

本パブリックコメントは、27年12月1日から12月23日まで市広報、市ホームページ並びに本市公共施設において素案を公表し、意見募集を行いました。

その結果、8名の方から31件のご意見をいただきました。なお、本報告につきましては、現在、いただいたご意見を基に門真市教育振興基本計画策定委員会で修正の有無等についての議論を経ていないことから「市の考え」については、策定委員会開催後にご報告をさせていただきますので、本日は、いただいたご意見の内容のみのご報告とさせていただきます。

それでは、「意見の概要」について簡単に説明させていただきます。

諸報告資料2ページからをご覧ください。

まず、1、2番目のご意見につきましては、いずれも計画の7ページ読書の状況についてであり、一人あたりの貸出冊数のデータも記載した方がいいのでは、とのご意見と司書教諭のある主席（指導教諭）に司書教諭を発令し、時間軽減教諭を配置する措置をしては、どうかとのご意見をいただきました。

次に、3番目のご意見につきましては、計画9ページの基本目標の「15年一貫教育」という言葉について、これだけでは、何のことか分からないので、例えば「0歳からの15年一貫教育」とすればどうかとのご意見をいただきました。

次に、4番目のご意見につきましては、計画12ページ及び16ペ

ージに子どもがつながるような記述があるので、主な実施事業の部分に「子どもたちをつなげる」ことができる事業を入れてほしいとのご意見をいただきました。

次に、5、6番目のご意見につきましては、自尊感情についてのご意見で自尊感情を高める教育をさらに充実させるべきではないかとのご意見をいただきました。

次に、7番目のご意見につきましては、門真市第5次総合計画に「外国籍市民の増加をふまえ、多文化共生社会の形成をめざす」とあるので、このことをもっと計画に盛り込むべきではないかという意見をいただきました。

次に、8番目のご意見につきましては、人権教育について計画の16ページにしか記載がなく、人権教育を基盤として考えていないように受け取れるがどうかとのご意見をいただきました。

次に、9番目のご意見につきましては、LINEやSNS等によるいじめが増加しているので、それに対する取組も入れていただきたいとのご意見をいただきました。

次に、10番目のご意見につきましては、計画18ページに記述の食物アレルギー増加は、必ずしも核家族化やライフスタイルの変化と因果関係を有するものではないと思うので、記述に注意していただきたいとのご意見をいただきました。

次に、11番目のご意見につきましては、栄養教職員の未配置校への増員やフォローは重要だと思うがどうかとのご意見をいただきました。

次に、12番目のご意見につきましては、計画19ページの主な実施事業②通級指導教室の拡充の箇所において「通常の学級に在籍する」という表現があるが市民に余計な偏見を抱かせるのではないかとのご意見をいただきました。

次に、13番目のご意見につきましては、計画20ページに「校内委員会」という言葉が出てくるが、保護者にとって分かりにくいので解説を入れてはどうかとのご意見をいただきました。

次に、14、15、16番目のご意見につきましては、いずれも小中一貫教育に係わるもので、小中一貫カリキュラムは中1ギャップへの課題解決として有効と思われるが、他の地域の実施状況等を把握し、検討だけでなく実施すべきであるとのご意見や小中学校間の指導方法の違いにより、「中1ギャップ」が起こるというデータがあるのか、また、義務教育学校については、保護者や地域住

民の意向等の反映をしてほしいとのご意見をいただきました。

次に、17、18、19、20番目のご意見につきましては、いずれも学校図書館に関することであり、学校図書館司書の配置の重要性に関することや、学校図書館司書配置校と未配置校の貸出冊数のデータが必要ではないか、プライバシーの観点から貸出システムの整備についても記載してほしい、図書館担当教諭、司書教諭、学校図書館司書の位置づけが不明瞭である旨のご意見をいただきました。

次に、21、22番目のご意見につきましては、いずれも計画35ページ実施施策「学校の自立性の確保」に関することであり、主な実施事業の①「学校予算の裁量権の拡充」については、ぜひ進めてほしい。他市で実施されている「光熱水費削減分還元制度」についても検討する旨入れてほしいとのご意見や主な実施施策③「効率的な事務体制の構築」については、「学校事務の共同実施」を推進しても「学校」の事務負担軽減にはならないので、「共同実施」の効果を書くのであれば「学校内の事務処理効率化による教員の事務負担軽減」とするべきではとのご意見をいただきました。

次に、23番目のご意見につきましては、貧困対策について、門真市第5次総合計画にも記載があるが、この計画の中には、子どもの貧困対策としてK a d o m a 塾しか対策が示されていない。他にないのか。また、貧困の子ども・保護者をサポートするためにS S WとC S Wの連携など学校と福祉をつなぐ取組なども必要だと思ふとのご意見をいただきました。

次に、24番目のご意見につきましては、学校図書について、交付税措置がされているはずなので、その分の交付税どおりの予算を獲得し、調べ学習のための新聞購読等の予算に充当するなどの検討をしてほしいとのご意見をいただきました。

次に、25番目のご意見につきましては、子どもの学びの機会について、小中学校で勉強についていけなくなって、高校進学ができなかったり、中途退学した子どもがもう一度何らかの形で学びなおす機会を持って、仕事をする上での力を身につけることができれば、その子にとっても、門真市にとっても大変いいことだと思うので、そのような趣旨の方向性なり、実施事業をどこかのページに追加してほしいとのご意見をいただきました。

次に、26番目のご意見につきましては、子どもの居場所とキャリア教育について、不登校の児童生徒が学校へ通学し易い「面白

さ」を見つけ出してやり、おもしろ教室等の快い居場所を造り、その教室の中で職業的なことを学習と実習をすることが必要で専門家や地域の人材が積極的に参加して、不登校の児童生徒が自由に学校へ登校することが今後のキャリア教育の推進であると考えてるので、そのような居場所づくりが必要であるのではとのご意見をいただきました。

次に、27、28、29番目のご意見につきましては、いずれも計画43ページ以降の参考資料に関する事で、「平成27年度全国学力・学習状況調査分析」で、「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある」と「地域や社会で起こっている問題や出来事に関心がある」の項目が極端に低くなっているが、この課題に対してどのような教育施策を行っていくのか、テレビ・スマホ等の時間が2時間以上の子どもたちが増えていることに対してどのような対策をするのかや、統計資料に母子家庭率や生活保護世帯等の資料が必要なのではとのご意見をいただきました。

最後に、30、31番目のご意見につきましては、計画全体に関する事で、今後施策を実施するにあたって、学校現場と同様に教育委員会事務局も業務量が増大すると考えられるので、事務局の定数改善についても必要ではないかとのご意見と、課題・方向性・具体的対応策と実に分りやすくまとめられており、この計画に合わせてサポートできる部分を探りながら地域の役割を果たせたらと思っているとのご意見をいただきました。

いただいたご意見に対しましては、真摯に受け止め、1月26日に開催される第5回門真市教育振興基本計画策定委員会の中で計画の修正の有無等についてを議論する予定としております。

番号2 第2次門真市子ども読書活動推進計画（素案）のパブリックコメントの結果について

説明者 西中図書館長

諸報告資料10ページをご覧ください。

本パブリックコメントは、「第2次門真市子ども読書活動推進計画（素案）」にかかるもので、27年12月1日から12月23日までホームページや市の施設で素案を公表し、意見募集を行いました。

その結果、3名の方から14件のご意見をいただきました。

では次に、具体的なご意見とこれに対する考え方を要約してご説明いたします。

なお、パブリックコメントの結果を基に、子ども読書の審議会で審議し、素案を修正した箇所がございますので、その分も併せてご説明いたします。

諸報告11ページから15ページの「第2次門真市子ども読書活動推進計画（素案）に対する意見及び市の考え方」についての表をご覧ください。

11ページのNo. 2、12ページのNo. 7、8のご意見は、ボランティアグループ関係のご意見であり、具体的な内容としましては、ボランティアグループによる小中学校における出張おはなし会の実施、小学校入学時に読み聞かせをするなど絵本を楽しむ場をつくる。市全体が協力してボランティアの養成機関を作ってほしいというものです。

これに対する考え方としましては、学校での出張おはなし会、学校訪問が実施できるようPRを行う。学校と市立図書館、ボランティアが連携し、読み聞かせの機会づくりに努めていく。現在、市立図書館で開催のボランティア養成講座を継続し、より有効的な取組を検討していきますとしております。

次に11ページのNo. 4、14ページのNo. 12、13、14のご意見は学校に関係するご意見であります。

具体的な内容としましては、学校全体で図書活動の重要性を共有し、学校司書と先生との連携も大切である。素案20ページの8行目の「読書週間の設定」の箇所で、読書週間は年2回あるが、学校としてはどちらに図書館のサポートがはいるのか分かりづらい。23ページの「団体貸出の推進」の中の「スムーズな物流システム」とはどのようなものをめざしているのかというものであります。

次に素案の21、23ページをご覧ください。

21ページの①「蔵書の充実」冒頭の箇所で、門真市は全校で司書教諭の職指定がされているのに、司書教諭が文面にまったくなく、23ページの中段「学校図書館司書・図書担当教諭と図書館司書の研修・交流会の実施」でも同様である。

21ページの下部の囲みでは、さらに範囲が狭く「学校図書館司書と図書館職員・司書の連携」となっている、というものであります。

これに対する考え方としましては、学校における読書活動推進のためには、学校全体で重要性を認識し共有することが大切であり、市立図書館と連携し、学校図書館司書の活用を進め、学校図書館の充実を図るとしてまいります。

読書週間は公益社団法人が設定したものの他に、学校独自に設定し、さまざまな取組をしている。このことから、20ページ「読書週間」と記載している箇所を「学校独自に実施する読書週間」と変更いたしますとしております。23ページの団体貸出については、教員の負担が少なく本の運搬ができる方法を検討していきま、としております。

また、21ページについては、①蔵書の充実の冒頭を「司書教諭、図書担当教諭、学校図書館司書」に、23ページのご指摘の箇所も司書教諭、図書担当教諭、学校図書館司書の研修・交流会の実施に変更し、21ページの下部の囲みも、広く学校図書館と市立図書館との連携を進めていく必要があることから、「学校図書館と市立図書館の連携」に変更いたしますとしております。

次に、諸報告13ページのNo. 10のご意見は、素案12ページで「学校支援地域本部による読み聞かせの取組みが紹介されているが、具体的に取り組まれている校区、頻度を記載してほしい。本文写真にも第五中学校区の地域会議なるものが紹介されているが、読み聞かせの実施主体がはっきりしないというものです。

これに対する考え方としましては、学校支援地域本部による読み聞かせの取組をしている校区について記載し、学校支援地域本部の取組事例として、大和田小学校での読み聞かせの写真を掲載するとしてまいります。

また、第五中学校区の読み聞かせの写真は学校支援地域本部、放課後児童クラブと関係なく地域会議の運営によって自治会館で開催された「子育てサロン」の様子であり、その中のプログラムの一つとして読み聞かせを市立図書館のボランティアが行ない、地域が主体となった取組の一例として写真を掲載しているとしております。

なお、市ホームページ、各施設におきまして結果を公表していくこととしております。

番号3 第3次門真市ひとり親家庭等自立促進計画（素案）のパ

## ブリックコメントの実施について

説明者 三宅子育て支援課長

諸報告資料の16ページをご覧ください。

第3次門真市ひとり親家庭等自立促進計画につきましては、ひとり親家庭等が安定した生活を営み、子どもが健やかに成長できるように、支援のあり方や方向性を示すものとして、これまで、庁内各関係課の課長級で構成する庁内策定委員会を3回、学識経験者、関係団体の役員、市民代表等で構成する審議会を3回開催し、策定作業を進めており、今回、パブリックコメント手続きにより、計画素案に対する意見を募集するものです。

「2. 提出資格」、「3. 意見の提出方法」につきましては、門真市パブリックコメント手続要綱に基づき実施をするものであります。

「4. 募集期間」といたしましては、1月26日（火）から2月14日（日）までの20日間を予定しており、「5. 閲覧場所」といたしましては、市内の一般的な公共施設を設定しております。

パブリックコメントにより意見が出された場合、その意見に対し、修正を行うかどうかの検討を行った上で、意見に対する市の考え方を後日公開することとなっております。

パブリックコメントの概要につきましては、以上でございます。続きまして、計画（素案）の概要についてご説明いたします。

別添資料「第3次門真市ひとり親家庭等自立促進計画（素案）」をご覧ください。

表紙を1枚めくっていただきまして目次をご覧ください。

本計画は、第1章から第5章まで、そして資料編で構成しており、第1章は、「計画の策定にあたって」、第2章に「ひとり親家庭等を取り巻く状況」、第3章に「計画の基本的な考え方」、第4章に「施策の展開」といたしまして、具体的な実施施策を、第5章には、「計画の推進」、最後に「資料編」を記載しております。

具体的な内容といたしましては、第1章が1ページから4ページまでとなっており、計画策定の趣旨、計画の位置づけ、計画の対象、計画の期間、計画の策定体制を記載しています。

続きまして、第2章は、5ページから18ページとなっており、第2章には、ひとり親家庭等を取り巻く状況として、人口や世帯の状況、婚姻・離婚の状況、また国勢調査や庁内関係各課の情報

に加え、平成27年7月に実施した市民アンケート結果から見えたひとり親家庭等の実態等を記載しております。

第3章は19ページから23ページとなっており、基本理念、基本的な視点や、計画の基本方向について記載をしております。なお、19ページの基本理念につきましては、「ひとり親家庭等の社会的な自立と子どもの健やかな育成に向けて」としてしております。基本理念の考え方としましては、地域社会や企業等と一体となって、子育てと生計を一人で担っているひとり親家庭の親が、自らの力を発揮し、安定した生活を営みながら、安心して子どもを育てることができるまちづくりをめざすものとしております。

また、計画の基本方向としましては、基本方向1に「情報提供・相談支援の充実」、基本方向2に「就労への支援」、基本方向3に「生活や子育てに対する支援」、基本方向4に「子どもが健やかに育つ環境づくり」、基本方向5に「養育費の確保及び面会交流に向けた支援」、基本方向6に「経済的な支援」、基本方向7に「ひとり親家庭等を地域で支えるまちづくり」としてしております。

24ページから41ページまでの第4章では、これら7つの基本方向において、それぞれ「施策の展開」としまして、「国や社会の動向」、「第2次計画期間中の主な実施施策・事業」、「アンケート調査の結果」をまとめ、それぞれの基本方向ごとに基本方針を定め、具体的な推進施策を記載しております。

24ページをご覧ください。

24ページからの基本方向1では、就業をはじめ、子育て、健康に関する事など、ひとり親家庭等の多様な不安や悩み、相談に対応するため、相談支援体制の充実に引き続き努めるとともに、地域と一体となった支援体制の構築を図ることを基本方針に定め、実施施策として情報提供の充実や母子・父子自立支援員による相談事業の推進、各種相談事業の推進、身近な地域での見守りや支援の推進について記載しております。

続きまして、27ページからの基本方向2では、ひとり親家庭等が安定した収入を得て、自立した生活を送ることができるよう、関係機関や関係団体等と連携し、就労相談や求人情報等の提供を行うとともに、資格取得や就労機会創出のための支援などの就労支援体制の充実に努めることを基本方針に定め、実施施策として就労に向けた相談支援及び情報の提供、就労・能力開発のための支援、保護者の学び直しの支援の検討や就労機会創出のための支援

などについて記載しております。

続きまして、30ページからの基本方向3では、ひとり親家庭等の親が安心して、子育てや育児と就労の自立ができ、子どもの健やかな育成が図れるよう、多様な子育て支援事業の提供や日常生活の支援、親と子の健康づくりに向けた各種事業の推進、住まいの確保など、生活全般における支援体制の充実を図ることを基本方針に定め、実施施策として子育て支援事業の提供・充実、日常生活の支援、健康づくり・食育の推進、住まいの確保について記載をしております。

続きまして、33ページからの基本方向4では、ひとり親家庭等の子どもたちがその置かれている環境に係らず、健やかに成長するよう、また貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、教育の機会均等を図るとともに、学習習慣の定着を図るための支援など、子ども自身への支援に取り組むことを基本方針に定め、実施施策として、子どもの就学支援、学習習慣の定着、次代の親としての教育の推進について記載をしております。

続きまして、35ページからの基本方向5では、ひとり親家庭等の子どもが養育費を得られるよう、養育費の支払いについて広く啓発を行うとともに、養育費の確保に向けた相談・支援の充実を図り、面会交流を円滑かつ継続的に行うための手続きについて適切な助言、相談等を行うことを基本方針に定め、実施施策として、養育費に関する広報・啓発活動の推進、養育費の確保に向けた相談支援、面会交流に向けた相談支援について記載をしております。

続きまして、37ページからの基本方向6では、ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進ならびに児童の福祉の増進を図るため、経済的支援に関する各種制度についての情報提供を行うとともに、生活困窮者自立支援制度など他の自立支援策との連携を図りながら、適正な給付・貸付業務の推進を図ることを基本方針に定め、実施施策として各種制度の周知と適正な利用促進、児童扶養手当の適正な給付、母子寡婦福祉資金の貸付、ひとり親家庭等医療費助成について記載をしております。

続きまして、39ページからの基本方向7では、ひとり親家庭等が社会を構成する一つの家族形態として尊重され、就職差別や住居制約等により人権が侵害されることのないよう、あらゆる人権が尊重される社会の実現をめざすべく人権教育・啓発を進めるとともに、子どもの人権の尊重及び健やかな成長のため、地域ぐる

みの虐待予防、見守り支援体制づくりを進めることを基本方針に定め、実施施策として人権教育・啓発の推進、事業者に対する啓発の推進、児童虐待の防止、地域で支える子育て支援について記載しております。

続きまして、42ページからの第5章 計画の推進として、計画策定後の推進体制や進行管理、施策の進捗状況を測る指標についてなどを記載しております。

#### 番号4 門真市教育委員会事務局職員の懲戒処分等の指針の改正について

説明者 西岡教育総務課長

懲戒処分の指針につきましては、懲戒処分が厳正に行われるよう、処分量定を決定するにあたっての参考にするための指針として、20年3月に策定し、標準例として、懲戒処分の対象となりうる代表的な事例とその標準的な処分量定を掲げております。

今般、人事院の「懲戒処分の指針について」の一部改正が行われたことに伴い、それに則したものとするため、改正を行ったのであります。

諸報告資料17ページをご覧ください。

主な改正の内容につきましては、3点ございます。

1点目は、標準例の公務外非行関係の項目「痴漢行為」について、「公共の乗物等において痴漢行為をした場合」としていたのを「公共の場所又は乗物において痴漢行為をした場合」に変更しております。

2点目は、同じく標準例の公務外非行関係の項目「横領」について、項目を細分化するもので新たに「遺失物、漂流物その他占有を離れた他人の物を横領した場合は、減給又は戒告とする」旨の規定を設けるものです。

3点目は、同じく標準例の公務外非行関係に近年、新たな迷惑行為として「盗撮」が問題となっていることから新たに「盗撮行為」の項目を追加し、「公共の場所若しくは乗物において他人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体の盗撮行為をし、又は通常衣服の全部若しくは一部を着けていない状態となる場所における他人の姿態の盗撮行為をした場合は、停職又は減給とする。」旨

の規定を設けるものであります。

また、これらの改正に伴う号の修正等の規定整備を行っております。

なお、本指針の施行日は、28年1月1日からとしております。

番号5 「平成28年門真市成人祭」の結果について  
説明者 牧藪生涯学習課長

諸報告資料31ページをご覧ください。

まず、教育委員の皆様方には、公私お忙しい中ご足労賜りまして誠にありがとうございました。

1月11日、成人の日に開催した平成28年門真市成人祭は、好天に恵まれ、当日の参加者数は865人、うち男性424人、女性441人、本市の新成人対象者1,308人のうち、66.1%の方が参加され、前年比で1.5ポイント（前年64.6%）の増加となりました。

開催にあたりましては、27年9月から新成人9人で構成します、門真市成人祭プロジェクトと生涯学習課との会議を随時行い、成人祭全体の企画、立案および準備を進めてまいりました。

27年度は、記念品として、「タンブラー」を配布し、また、式典開始前には新成人の卒業時の担任、副担任の先生42人からの「恩師からのメッセージ」と題しましてスライドを上映し、懐かしい先生の写真とメッセージが壇上のスクリーンに映しだされる度に歓声が沸き上がりました。開式後は、市長から式辞、市議会議員、府議会議員から祝辞をいただき、門真市成人祭プロジェクトメンバーからの「門出の言葉」の後、「旅立ちの日に」の斉唱で式典を締めくくりました。

番号6 音楽と活気あふれるまちづくり推進事業報告について  
説明者 牧藪生涯学習課長

諸報告資料32ページをご覧ください。

1月17日、ルミエールホール大ホールにおいて、交付金を交付した「みんなでつくる門真の第九実行委員会」の主催により、ベートーヴェン、交響曲第九番第四楽章などを演奏する公演が行わ

れました。

今回の公演は、市制施行 50 周年記念として、2 年前に開催したコンサートを、市民自らが実行委員会を組織して継続されたものです。

公演では、最も有名な M といわれる部分を会場全員で歌う一幕もあり、まさに「みんなで作る門真の第九」となっていると感じました。

当日の来場者数は 856 人、出演者数は 186 人で、アンケート結果によると、公演を「よかった」と答えた方が 98%、「また観賞したい」という方が 96%、「合唱団に参加してみたい」と答えた人が 89 人もいるなど、大変な反響があったと聞き及んでおり、門真の第九への支援が、本市の文化芸術の振興や担い手の育成につながっていると認識しております。

—すべての報告が終了—

長澤教育長職務代理者： 気になるところと言いますか、今後検討していただきたいところが何点かあるんですが、一つは教育振興基本計画で、改めて見直して見ますと脚注が極めて多い。市民向けの計画で脚注がこれだけ多いのはいかななものかと。脚注を入れないと分からない計画になっているわけですがけれども、今後検討していただきたい。脚注にあるんですがけれども、SSW、脚注見れば分かるんですがけれども一般の方は分からない。本文の中にはないと思うんですがけれども、質問者の中にCSWですか。CSWと言われてすぐに分かる方が何人いらっしゃるか、わたしは分からなかったんです。調べたら、コミュニティー・ソーシャル・ワーカーですか。コミュニティー・ソーシャル・ワークという言葉になってくると、少しぐらい英語を勉強されていた方にはなんとなく分かるんですがけれども、ぱっと見ただけでは分からない。質問と回答を今後作られる場合、そのまま出してしまったら、ほとんどの市民は、CSWって何？という話にならないのかと思っております。

もう一つ気になるのが学校図書館司書ですね。今門真で採用されている 8 人は、職業としては学校図書館司書として採用ですか。国の法律では学校司書なんです正式名称は。その辺の整合性、学校図書館司書の方が分かりやすいとは思いますがけれども、整合性を考えておく必要があるのと、仮に市民からどう違うのかと聞

かれた場合、一緒ですよ。どう説明されるのかと。その辺りのことが気になっているところです。

三宅教育長： 二つ意見が出てきましたけれどもいかがですか。

長澤教育長職務代理者： 今答えていただかなくても結構ですよ。私の思いもありますので。

西岡教育総務課長： 脚注が多いということでありましてけれども、学校で使われている言葉というのは一般の方向けではないのかなということで、誰が見ても分かるよう、脚注は今回多めに作らせていただいております。その辺りはご理解いただきたいかなと思います。

学校図書館司書と学校司書の違いですけれども、学校教育課と協力しまして、整合性をとれるようにしていきたいと思っております。

三宅教育長： また、教育振興基本計画策定委員会の中でも話をしてみてください。

長澤教育長職務代理者： 脚注を入れなくてもいいような内容になったらいいなと思っています。今後の話も含めてです。

三宅教育長： 他にご意見ありますか。

桜井委員： 脚注の話は、私たちも本を書くときに悩ましいんですけれども、専門書ではなくて読んでもらいたいけれど語句が難しいものは、中に敢えて入れ込まない、脚注を使わずにカッコで説明したり、一言補足したりして、あちこち見ないでいいようにしたりしています。

質問ですけれども、ひとり親家庭等自立促進計画です。大阪府のアンケートに続いて、門真市でもアンケートを取って下さったということで、28%の回収率と聞いています。おもしろいなど、こんなふうに門真市のひとり親の方達は言って下さって、こんなところが課題なんだとよく分かるアンケートになっています。40代、45歳～49歳のお母さんが一番多いとか、それから子どもは15歳～19歳の子どもがダントツで多いとかいうので、浮かび

上がってくるなと思っています。その上で門真市のサポートの手立てなんですけれども、今回自立促進計画（素案）を出していただいて、28、29ページの説明して下さったんですけれども、このところで質問したいと思います。

29ページのところで、保護者の学び直しというのが出てくるんですね、45歳～49歳になるのかな。これは26年度部長にもお願いしてたかなと思うのですけれども、学び直しても仕事がなければどうしようもないと。だから産業振興課と建設的な議論をとということをお願いしていたと思うのですが、これは始められましたでしょうか。

三宅子育て支援課長： 産業振興課との議論につきましては、今回、計画策定にあたりまして一定させていただきました。

桜井委員： 多分メンバーに入っているというレベルではなくて、4番目の就労機会創出では駄目で、雇用創出でないと駄目なんですね。あまりない数に、紹介するレベルではどうしようもない状態で、仕事が創出されないとどうしようもないというのが今の問題点です。就労支援では無理だと言われているところです。

そこで27年の1月ぐらいから、ぜひ産業振興課と議論をと薦めていたところです。これは意見です。

2番目も意見ですが、能力開発のための支援となっているんですけれども、同時に仕事がなく能力開発しても仕方がないんですね。例えば、軽井沢町でバスの事故があってたくさん亡くなられて、今日国土交通省が、バスの運転手さんのスキルを上げると出ていたんですけれども、きっと批判がたくさん出ると思います。なぜならば、立ち入り検査した6ケースの内5つが仕事をさせ過ぎていたんです。それは能力開発ではなくて、仕事が分けられていないから、一人に仕事が行き過ぎていて、仕事のない人がいるという、分け方のおかしさなんですね。同じなんですよ、ひとり親家庭も。

ですから、仕事の分かち合いという意味で、ぜひ産業振興課の方とも深めの話をと願っています。

河合こども未来部長： ご意見いただきまして、いろいろとひとり親家庭に関して課題があると思います。産業振興課ともコンタクトをとっております。

て、今のこの状況からいきますと、ひとり親家庭に、就労のための学びの場を設けて、資格を取っていただいとという方向で今考えております。今ご意見いただきましたので、再度産業振興課ともさらに何かないのかということで、もう一度検討していきたいと思っております。

本市全体についても話をしていきますと、産業振興の面でいろいろ物作りみたいなものがあります、いろいろな形でいっているんですけども、これだという形の特化したものがなかなかひとり親へいかない。貴重なご意見いただきましたので、再度検討していきます。

桜井委員： ひとり親というか、仕事を分かち合ってもらおうというシステムを、役所が働きかけしかできないから、産業振興課をとおして、商工会議所などにも、そういうこともありだよという話がスタートしたらいいなと思っています。

三宅教育長： 計画のパブリックコメントが3つあります。  
それからその他、報告等についてありませんか。

長澤教育長職務代理者： 高卒認定試験の援助するという文言があったと思うんですけども、相当遠大な計画になると思うんです。高卒認定試験というのは旧大検ですよ。ここで言っているのは、大学に行くためではなくて、何か資格を取るため。そうしたら高卒認定試験を通った、そこから改めて、例えば看護師の試験を通るための手立てを講じないといけない。そうすると5年10年、長期かかると思います。高卒認定だけでも単年度で絶対取れませんから。意見ですけども、その辺のことを考えて、計画を実行していただきたい。かなり長期に援助してあげないと実際無理だと思います。

三宅教育長： いろいろ意見が出ましたけれども、それらも勘案しながら検討していただきたいと思っております。

三宅教育長 閉会宣言 午後3時6分

門真市教育委員会会議規則第24条の規定により署名する。

門真市教育委員会

教育長 三宅 奎介

署名委員 長澤 信之